

○ 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和6年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は4,664件、請求者は496人だった。

請求内容では、「教育」に関するものが多く、全体の約37.0%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数（件）
教育	1,726
都市整備・建築・土木	986
区政一般	968
児童福祉	393
社会福祉	208
環境・清掃	132
保健・衛生・医療	111
入札・契約など	101
議会	39
合 計	4,664

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数（人）	件数（件）
区民	206	1,926
区民以外	60	822
区内の法人・団体など	119	699
区外の法人・団体など	111	1,217
合 計	496	4,664

表3 請求方法

請求方法	請求者数（人）
インターネット	302
窓口	144
ファクシミリ	42
郵送	8
合 計	496

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数（件）
区政の監視、区民参加	2,351
営業活動	2,021
学問的な調査・研究	89
私的利害の調整	25
請求目的の記載なし	178
合 計	4,664

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数（「不存在」と「取下げ」を除く。）に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.1%だった。また、公文書公開に関する審査請求が5件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数（件）
全部公開	2,102
部分公開	1,479
非公開	32
不存在	607
存否応答拒否	0
取下げ	444
合 計	4,664

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数（件）
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1, 210
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	410
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	19
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	15
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	198
法令等の規定によって公開できないもの	0
他の制度との調整が必要なもの	4

※ 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数（件）
1週間以内	26
8日から14日まで	791
15日	714
16日から30日まで ※1	1, 484
31日以上 ※2	1, 205
取り下げられたもの	444
合 計	4, 664

※1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。

※2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。（ただし、件数は6年度中に公開諾否を決定したもの。）